

## 令和8年3月市議会定例会付議事項の主要内容(追加提出分)

	No.	議案番号	付 議 事 項	主 要 内 容
3 月 2 日 提 出 分	1	議案第 41号	高槻市教育委員会委員任命につき同意を 求めることについて	< 氏 名 > 松村 洋子
	2	議案第 42号	高槻市公平委員会委員選任につき同意を 求めることについて	< 氏 名 > 土屋 隆一郎
	3	議案第 43号	高槻市固定資産評価審査委員会委員選任 につき同意を求めることについて	< 氏 名 > 畑山 和幸
	4	議案第 44号	一般職の職員の給与に関する条例等中一 部改正について	< 令和8年3月市議会追加提出予定条例議案概要のとおり >  <div style="text-align: right;">(2～3ページ参照)</div>
	5	議案第 45号	包括外部監査契約の締結について	< 契 約 の 目 的 > 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 < 契 約 の 期 間 > 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで < 契 約 金 額 > 11,880千円を上限とする額 < 支 払 の 方 法 > 監査の結果に関する報告書受領後に一括払い < 契 約 の 相 手 方 > 公認会計士 石崎 一登

## 令和8年3月市議会追加提出予定条例議案概要

議案 番号	付 議 事 項	理 由 及 び 要 旨	備 考
44	一般職の職員の給与に関する条例等中一部改正について	<p>人事院勧告（令和7年8月7日付け）等を勘案し、関係7条例について次のとおり改正を行う。</p> <p>1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）</p> <p>(1) 現行の初任給調整手当を第一種初任給調整手当に改称し、新たに第二種初任給調整手当を設け、職員に適用される給料の月額及び地域手当の月額の合計額を基に算出した額が、在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額を下回る職員には、その差額を月額に換算した額を支給することとする。（第2条、第13条及び第13条の2関係）</p> <p>(2) 通勤手当（第15条の2関係）</p> <p>ア 通勤に自動車等の交通用具を使用する職員に係る通勤手当の月額は、66,400円（現行：25,900円）を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定めることとする。</p> <p>イ 通勤に交通用具を使用する職員又は交通機関を使用し、かつ、交通用具を使用する職員のうち、駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員に対し、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の利用に係る料金に相当する額を支給することとする。</p> <p>ウ 通勤手当の額の支給限度額を月額150,000円（現行：50,000円）に引き上げる。</p> <p>(3) その他所要の規定整備を行う。</p> <p>2 高槻市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第2条関係） 公営企業職員の初任給調整手当について、1(1)と同様の改正を行う。（第2条、第5条及び第5条の2関係）</p> <p>3 技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正（第3条関係） 技能職員の給与に、新たに第二種初任給調整手当を加える。（第2条関係）</p>	令和8年4月1日から施行する。

		<p>4 高槻市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正（第4条関係）</p> <p>1(2)による通勤手当の改正に準じて、時間額制会計年度任用職員に支給する通勤に要する費用弁償の上限額を1日当たり7,500円（現行：2,500円）、1か月当たり150,000円（現行：50,000円）に引き上げる。（第18条関係）</p> <p>5 1(1)に伴い、次に掲げる3条例について所要の規定整備を行う。</p> <p>(1) 高槻市職員の修学部分休業に関する条例（附則第3条関係）</p> <p>(2) 高槻市職員の高齢者部分休業に関する条例（附則第3条関係）</p> <p>(3) 高槻市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（附則第4条関係）</p>	
--	--	--	--